

Nuclear Weapon & Nuclear Test MONITOR

核兵器・核実験モニター

224
04/12/15

毎月2回1日、15日発行
1996年4月23日
第三種郵便物認可

軍事力によらない安全保障体制の構築をめざして

¥200

発行 ■ NPO法人ピースデポ/PCDS (太平洋軍備撤廃運動): Pacific Campaign for Disarmament and Security
223-0051 横浜市港北区箕輪町3-3-1 日吉グリーンネ102号
Tel 045-563-5101 Fax 045-563-9907 e-mail: office@peacedepot.org URL: http://www.peacedepot.org
編集責任者 ■ 梅林宏道・田巻一彦 郵便振替口座 ■ 00250-1-41182 「特定非営利活動法人ピースデポ」
銀行口座 ■ 横浜銀行 日吉支店 普通 1561710 「特定非営利活動法人ピースデポ」

エルバラダイの挑戦

多国間の国際協調による 新しい核管理と安全保障体制

国際原子力機関(IAEA)のモハマド・エルバラダイ事務局長が、核兵器の不拡散と軍縮問題に積極的な発言を続けている。その基底に、現在の核不拡散条約(NPT)体制が不十分であるという深刻な認識と、米国流の力による解決法に関する厳しい批判がある。昨年11月、彼はエコノミスト誌に、「核兵器が存在すること自体が核兵器を望む者を生み出す」と拡散問題への基本的認識を述べ、核兵器廃絶への熱い考えを表明して世界を注目させた¹。今年6月のカーネギー財団の記念講演では、核兵器の不拡散と軍縮を達成するための世界システムについて、現実的で包括的な提案を行った²。そして、11月にはスタンフォード大学で、世界の政治指導者に対してそのための多国間システムの改革を訴え、市民社会に対して「行動しなければならない」と訴えた³。

本稿では、エルバラダイの考えを包括的に述べた上記のカーネギー講演を解説し(抜粋を3~4ページ資料に掲載)、それと関連してブッシュ大統領の7項目提案⁴や、国連安保理決議1540⁵との関係に触れることにする。

3分野13項目の提案

まず、3分野13項目のエルバラダイ構想を箇条書きにし
ておこう。

1. 管理の改善

- (1) 機微の核物質・技術の輸出管理
- (2) 核燃料サイクル事業のすべてを多国間管理
- (3) 兵器利用可能物質の民生利用禁止
- (4) 兵器利用可能物質の希釈・廃棄
- (5) 現存する兵器利用可能物質の物理的防護

2. 誓約の刷新と拡大

- (6) 核軍縮への具体的ロードマップの作成
- (7) インド、パキスタン、イスラエルが参加する枠組み
- (8) NPT完全遵守へ脱退条項の再検討
- (9) IAEA追加議定書の普遍化

3. 集団的安全保障の制度改革

- (10) 集団的安全保障の機能的制度の確立

- (11) 核兵器関連法体制から国際法の絶対的規範へ
- (12) 危険と不安定の根本原因への対処
- (13) 拡大された公開の対話

今号の内容

エルバラダイの挑戦

国際協調による核管理・安全保障体制

[検証] イラン核開発疑惑

国連軍縮決議の分析

NPT再検討会議に向けた団結の模索

フランス核戦力の近代化

[新防衛大綱]核の役割拡大に踏み込まず

韓国だより: 北朝鮮人権法



モハメド・エルバラダイIAEA事務局長

国際管理体制の強化

現在の核問題の危機の重要な側面が、イラン、北朝鮮、旧ソ連の核物質などで問題になっている核兵器の拡散の可能性にあることには異論の無いところであろう。核軍縮と核兵器の非合法化への努力のない不拡散政策は誤りであることを、本誌は繰り返し主張してきたが、それを前提として、不拡散への新たな取り組みが必要であることは否定できない。

輸出管理

エルバラダイ提案もまた、この点に一つの力点を置いている。その意味では、2月のブッシュ提案と多くの問題意識を共有している。特に、両者とも核物質や技術の輸出管理の強化を当面の課題として重視した。

エルバラダイは「任意ではなく拘束力」を持ち、「核関連の機微物資を製造する能力を持つすべての国を含める」効果的な国際輸出管理制度の設置を提案している。また、国内法の整備による「拡散行為の非合法化」を主張している点は、ブッシュ提案及びそれによって生まれた国連決議1540と軌を一にしている。

核燃料サイクルの国際管理

また、エルバラダイは核燃料サイクルに関わる機微な事業全体の国際管理という大胆な提案を行った。この提案は、ブッシュが行った「いまだフルスケールの濃縮や再処理技術を所有していない諸国」に対してこれらの事業を禁止するという提案（後に撤回したという報道もあるが、米国は否定している）と似た問題意識を示しているが、その内容は大きく異なっている。

エルバラダイ提案は、濃縮・再処理を多国間管理の下にある施設に限定することにより、再処理及び濃縮による新たな物質の生産を規制することを目指す。その際には「透明性に関する適切な規制」が定められ、「正当な使用希望者に物資が提供されるとの保証」が伴う。さらにエルバラダイ構想で注目されるのは、核燃料サイクルの最大の弱点である使用済み核燃料の管理・廃棄にまで言及し、多国間アプローチを核燃料サイクル全体に拡大している点である。

濃縮ウラン・プルトニウムの民生利用

日本政府は、エルバラダイ構想に強い警戒感を抱いている。その最大の理由は、核兵器用に使用可能な核物質を民生利用することを禁止する構想を打ち出しているからである。前述の核燃料サイクルの国際管理の構想とあいまって、日本は「既得権」が失われることを恐れている。

しかし、エルバラダイは一方で、プルトニウムをMOX燃料にして燃やす方法を選択肢として否定していない。現存するプルトニウムの処分方法として、最善の方法が

まだ確立されていないという立場である。

多国間アプローチへの信念

ブッシュ構想の基底には、拡散防止構想 PSI⁹を拡大するという提案に代表されるような、有志同盟による力の行使による「対拡散」の安全保障戦略がある。安保理決議1540の審議においても、この点が懸念された。それに対して、エルバラダイにおける多国間アプローチには、「持てる国」と「持たざる国」の間の差別構造を拡大するのではなく、是正する方向にすべての国が協力すべきであるという考え方が横たわっている。エルバラダイがエコノミスト誌上で、核燃料サイクルの国際管理に関して「コスト、安全性、及び不拡散において、国際協力によって相応な利益が得られるであろう」と述べ「単に不拡散の管理が強化されるだけではなく、より多くの国のより多くの人々に核技術の恩恵を与える道を広げる」と述べているのは、そのような彼の考え方を示している。

もちろん、「核技術の恩恵」が自明ではないという批判に対して彼は答えなければならないであろう。しかし、途上国の視点を忘れない彼の立脚点が、彼の主張に信頼感を与えている。

核軍縮義務の再確認

エルバラダイのこのような立脚点は、核軍縮や包括的な集団的安全保障についての彼の主張にいっそうよく現れている。

本誌が論じてきたように、ブッシュ提案においては、核兵器国自身の核軍縮努力に関する言及がまったく見られない。それとは対照的に、エルバラダイ提案は、新型核兵器に関する米国の動向を明確に批判しつつ、「タイムテーブルを含む、検証可能かつ不可逆的な核軍縮に向けた具体的なロードマップ」の必要性を訴えている。そして、彼が構想する新しい核不拡散・核軍縮の枠組みは、強化されたNPT体制もその一角に含みながらも、「核兵器国」、「非核兵器国」そして「NPT体制の枠外にある国」を含む、すべての国家による誓約と平等な安全保障の恩恵を求めるものである。

エコノミスト誌の論文の次の一節に、それが端的に示されている⁸。

「しかし、それ（訳注：提案された枠組み）は、包括的なものとなるべきである。すなわち、核兵器国、非核兵器国、そして現行の不拡散体制の枠外にある国々のすべてが参加する形をとらなければならない。参加国すべての安全保障上の懸念が聞き入れられ、考慮される必要がある。そして、その目指すところは、核兵器や核抑止に依存しない新しい安全保障機構の下でのそれら国家間の完全な平等性の達成となるべきである。（強調は筆者）

エルバラダイのカーネギー講演における彼の最後の提案項目は「拡大された公開の対話」であった。それが示すように、彼の提案が具体化されるためには多くの議論が必要である。来年のNPT再検討会議をこれまでの繰り返しに終わらせないためには、大きな構想の下で問題を論じることが極めて重要である。その意味でエルバ

ラダイの挑戦に感謝したい。(梅林宏道、中村桂子)

注

- 1 「より安全な世界に向けて」米誌『エコノミスト』2003年10月16日。
- 2 「核不拡散：急激な変化を遂げる世界におけるグローバル安全保障」カーネギー国際不拡散会議における講演、2004年6月21日。
- 3 「安全保障の模索：核抑止への代案を求めて」米スタンフォード大学における講演、2004年11月4日。
- 4 2004年2月11日。本誌205号(2004年3月1日)に抄訳と解説。

- 5 2004年4月28日。本誌211号(2004年6月1日)に全訳。
- 6 PSI=Proliferation Security Initiative 外務省は「拡散に対する安全保障構想」と訳している。核・化学・生物兵器などに関する疑惑貨物を積載する航空機や船舶を、臨検・押収する取り組み。イアブツゲ 核軍縮・平和・自治体・2004」128ページ参照。
- 7 注1と同じ。
- 8 同上。

資料

核不拡散：急激な変貌を遂げる世界におけるグローバルな安全保障(抜粋訳)

モハメド・エルバラダイAEA事務局長
2004年6月21日、カーネギー国際不拡散会議

(略)

核不拡散と安全保障の新構想の必要性：管理、誓約、集団的安全保障

(略)

政府と市民社会の双方が、カーネギー財団が最近発行したドラフト・レポートを含め、これらの試練にどう取り組むかについての提案を打ち出し始めていることに勇気づけられる。これらの提案には、ある程度の重複と補完性を見ることが出来る。これら提案が、核不拡散と安全保障に関する、まさに必要とされている議論の始まりになりうると私は考える。我々は、この対話を促進させ、前進させ、かつ、世論の関心を引きつけ続けるためにあらゆる努力をなさなければならない。

私は、これらの提案は、管理、誓約、および集団的安全保障という3つの分野に分けられると考える。すなわち、核不拡散体制の管理を強化しつつ現存する溝を埋めること、この体制のすべての参加国の責任を再確認し場合によっては拡大すること、そして、すべての国の関心に応える方法で既存の集団的安全保障制度を改革すること、の3つである。

管理の改善

最初の提案は、核技術の平和的利用がさらなる兵器拡散に利用されないような管理を確保することにある。この改善された管理には、5つの側面がある。

まず第一に、我々は機微の核物質および核技術に関する輸出管理を厳しくしなければならない。核輸出管理制度は、任意ではなく拘束力を持つべきであり、機微の核関連物資を製造する能力を持つすべての国を含めるために、より広く適用されるものでなければならない。効果的な管理の確保と国家が持つ平和目的の核技術の権利の保護との間のバランスがとられなければならない。また、4月の安保理決議1540で規定さ

れたように、機微物質に関する効果的な国内管理を確保し、核兵器を獲得しようとする試みに従事する個人および企業の行動を犯罪化するものでなければならない。

(略)

第二に、今こそ、現行の核不拡散体制における核燃料サイクルの機微部分に適用される管理の有効性及び妥当性を再考するときである。我々は、可能であれば、多国間管理の下にのみそれらの事業を制限すると合意により、再処理や濃縮による新たな核物質の生産を制限することを検討しなければならない。これらの制限には、透明性に関する適切な規則、そして何より、正当な使用希望者に物質が提供されるとの保証が伴わなければならない。

このアプローチはまた、使用済み核燃料の管理・処分への多数国間アプローチを発展させることにより、核燃料サイクルの末端にまで拡大されるべきである。50か国以上が、処分や再処理待ちの使用済み核燃料を一時的な場所に貯蔵して保有している。すべての国が、地下に廃棄物を貯蔵できる適切な地質を持つわけではなく、小規模な原子力計画を持つ多くの国にとっては、そのような施設の費用は法外に高いものとなっている。ロシアが集団的処理構想のようなものを検討していることには勇気付けられる。私は、今週の後半にロシアを訪れて、この試みについてもっと議論したいと希望している。

(略)

第三に、我々は各国が民生用原子力計画での兵器使用可能物質(分離されたプルトニウム及び高濃縮ウラン)の使用を止めるよう支援しなければならない。主に実験用原子炉であるが、40か国にあるおよそ100の施設が、例えば医薬品用の放射性同位体を作るというような平和目的のために、未だに高濃縮ウランを使用している。世界中で用いられている実験用原子炉と臨界集合体は、低濃縮ウランのみの利用に切り

替えられるべきである。

第四に、我々は、現存する兵器使用可能な核物質を廃棄しなければならない。世界中に存在する、国家や国家以下の主体によって兵器目的に転換されるかもしれない高濃縮ウランの備蓄は、発電用の民生原子炉での利用のために、低濃縮ウランに希釈して廃棄されるべきである。これはすなわち、ロシア・アメリカの成功モデルに基づく「メガトンからメガワットへ」アプローチである。

プルトニウムを発電用にMOX燃料として燃やすか、ガラス状にして処分するために高濃度の放射性廃棄物と混ぜるか、プルトニウムの備蓄をなくす方法については未だ答えは出ていないが、これも早急に解決し行動しなければならない問題である。

第五に、これらの高濃縮ウランやプルトニウムの備蓄が廃棄されるまで、我々は核物質が悪用されないことを確実にするための物理的保安措置をとり、世界中に存在する機微の核物質をより確実に防護する措置を講じなければならない。我々の最善の努力にもかかわらず、まだ世界各地の多くのこのような施設において、適切な物理的防護が充分ではない。サム・ナン氏が昨年11月に述べたように、「核テロリズムを防止する最も効果的かつ安上がりな方法は、兵器や核分裂性物質を有するすべての国、すべての施設でそれらを閉じ込め、安全に保管すること」なのである。

(略)

誓約の刷新と拡大

私の二つ目の提案は、核兵器の管理及び軍縮の基本的な信条に対する、すべての国家(核兵器国、非核兵器国、現在NPT体制外にある国)の誓約を保証し、かつ強化することを含むものである。この誓約には4つの重要な側面がある。

第一に、タイムテーブルを含む、検証可能かつ不可逆的な核軍縮に向けた具体的なロードマップを準備する必要がある。NPTの締結から30年が経ち、冷戦終結を迎えるも、今なお3万発以上の使用可能な核兵器が存在している。多くの非核兵器国が、核兵器国のNPT軍縮義務への誓約を信用できるものとしてもはや受け入れようとしないうことを理解しなくてはならない。

核軍縮にとって欠くことができないステップと見なされ、長年、核軍縮コミュニティにとっての焦点となってきた二つの措置が、

相当な進展を経て挫折、あるいは前進させる努力に失敗してきたことは遺憾である。もちろん、私はCTBT(包括的核実験禁止条約)が未だ批准・発効されていないこと、そして、核分裂性物質禁止条約(カutoff条約)に関する交渉が進行していないことについて言及しているのである。軍縮のロードマップを準備し、これら二つの措置を再び生き返させることが必要である。

(略)

対照的に、米務省及びエネルギー省により米議会に最近提出された報告書は、新型核兵器の開発に関する研究を、それらの動きが米国とその同盟国の核抑止の信頼性を高めるために必要とされるものであると主張した。その報告書は、「米国の能力や決意に関する誤解を最小限にするために、少なくとも、精密攻撃、付随的被害の軽減及び地中貫通などの分野において21世紀の脅威を抑止するために、適切な能力を備えた備蓄核兵器を供与する方策があるかどうかを調査することは賢明なことだ」と述べている。

私の意見としては、軍縮交渉を「完了させる義務を強調するICJの勧告的意見と、この義務を設けたNPTが発効して30年以上も経過した今になって新型核兵器の開発を支持するという言辞を一致させることは困難である。しかしより重要なことは、このような動きが進めば、「核を持たない国」に対し、追加的な不拡散義務の受け入れを求め、そしてそれらの国の安全保障に悪影響を及ぼすとして、あらゆる機微の核能力を放棄するよう求め続けていくことがどのようにして可能なか、理解に苦しむことである。私が日頃述べているように、「早く起きる鳥は核を手に入れる(早起きは三文の得)」、いわゆる「非文明的」国家と「文明的」国家の利害を争わせること、体制の内側と外側にいる国の間の溝を埋めようとしないうこと、そしてすべての(国家の)安全保障に配慮しない政策の推進など、非対称かつ分断の政策を継続して追求していくことは、持続不可能かつ非生産的なことである。

(略)

第二に、この体制に対するいかなる調整を行う際も、インド、パキスタン、イスラエルを交渉のテーブルに参加させることを含まなければならない。これらの国々の参加と広範な不拡散及び安全保障改革への誓約なしでは、私たちの努力は水泡に帰するだろう。これら3か国のいずれもNPTに加盟しておらず、また、彼らの核兵器及び核能力の開発は、現行の核不拡散体制の枠外に置かれている。けれども、核保有国と認識または推測されている彼らの立場は、それぞれの地域での緊張を明らかに助長してきている。

(略)

第三に、NPTの完全性は確保されるべきである。現在、NPTはすべての締約国に3か月前の事前通告による脱退を認めている。この脱退条項に訴えるような国も、ほぼ確実に核開発への意図を示しており、それは必然的に国際社会の平和と安全に深刻な影響を及ぼしている。NPTのこの条項は削除されるべきである。少なくとも、NPT脱退の通告により、安保理による自動的な再調査が行われるべきである。フランスは、近年、そのような場合に安保理が自動的に行使する一連の事前合意行動に関する多くの案を提出している。

第四に、IAEAの追加議定書が検証の標準となるべきである。追加議定書によりIAEAに付与される権限を受け入れ、より広範な査察の権限をIAEAに与えるようイランおよびリビアを説得するために、近年多大な努力が然るべき形となされてきた。だが、IAEAは、これら広範な査察をすべての国で実施する権限を持つべきである。前述したように、信頼性のあるNPTの保障措置上の義務には追加議定書によって付与される権限が不可欠であることは、これまでの経験から明白である。しかしながら、現在までに、NPT締約国である184か国の非核兵器国のうち、当該議定書を批准しているのは、わずか56か国である。

集団的安全保障: 制度改革

三つ目となる私の一連の提案は、国際的安全保障の制度改革に関係するものである。これには4つの側面がある。

第一に、すべての国家の関心事に応える包括的な解決策を追求しつつ、安全保障問題の全体像を見据えるということをしなれば、我々は意味のある進展を期待することはできない。その出発点として、我々は、国連憲章に明確に謳われているように、集団的安全保障の機能的制度なくては国際的安全保障における現在の危機的状況は解決し得ない、ということを認識する必要がある。

安保理は、予防外交と強制措置の両面において、現存し、または顕在化しつつある国際の平和と安定に対する脅威に対処するうえで必要とされる手段を用意し、効果的に関与する能力を持たなければならない。これには、顕在化しつつある紛争に対処する予防外交メカニズム、一般市民の苦痛を増長させることなく政府のみを標的にする「賢い」制裁、そして、法と秩序の維持から、国境の監視や侵略攻撃との戦いまで、幅広い範囲の予知可能な状況に対処できる適当な軍勢力、等が含まれるであろう。

(略)

第二に、これらの不拡散・安全保障の措置が一旦講じられたのちには、我々の集団的意識の一部としての規範であり、特定の条約に依拠しない、国際法の「絶対規範」の成立に向けた核兵器関連法体制の整備を我々は目指すべきである。一言で言えば、奴隷制度や集団虐殺の禁止と同様に、核兵器の放棄は普遍的かつ永続的なものになる必要があるということである。しかし、このような法的規範は、合意された核軍縮ロードマップ、そして核兵器を保有するすべての国家によるロードマップへの明確な同意なくては期待できない。

第三に、我々は、対症療法ではなく、危険と不安定の根本原因について集団的に対処していかなければならない。これには、前述したように地域的な対立関係や紛争、世界の人口の5分の2が一日あたり2ドル以下で生活しているという状況での貧富格差の拡大、「よい統治」と人権尊重の慢性的な欠如、文化・文明間での分裂の広がりなどが含まれる。我々は、核兵器を入手しようとする試みのほぼすべてが、中東をはじめ不安定な地域で起こっているということをはたしてはならない。世界的な不安定さの元凶に対する効果的な改善のためには、政治的な決断と、よりバランスのとれた「南北」関係が求められるであろう。

(略)

最後に、これらの提案に関する合意達成に向けた我々の努力は、拡大された公開の対話を始めることとともに進められるべきである。あなた方のカーネギー財団を含め、諸団体は、これらの提案やアイデアを改良し、政府やオピニオン・リーダーの注目を集めるよう尽力すべきである。前述の通り、我々自身の生存が危機に瀕していること、しかし同時に核のジレンマを含め、国際的な安全保障のジレンマを我々の世代、時代において解決することは実際に可能であることを、我々は国際社会に理解させていかなければならない。そのために、我々は、あらゆるレベルの市民社会において、これらの案に関する公開の対話を活気付ける努力を一層重ねていかなければならない。

今日私が概括した提案は、他の人々が進めて来た諸提案と共に、来年のNPT再検討会議との関連など、核不拡散と世界的な安全保障についてのトップ会談での焦点となるべきであろう。そのような会議での成果は、現存する軍備管理と安全保障体制に基盤を置き、しかし今日の現状に適合した「不拡散及び安全保障措置」の合意パッケージとなるであろう。

(略)

(訳: 石司真由美、河村浩子、日比裕子、ピースデポ)

イランの核開発疑惑 —— 国際的検証能力が試される

イラク戦争後、米国の次の攻撃目標として、北朝鮮・イラクに並んで「悪の枢軸」と名指されたイランが急浮上している。イランの反体制組織「イラン国民抵抗評議会」による核兵器疑惑の通報（2002年8月）を契機に、2003年2月からIAEA（国際原子力機関）の調査が始まった。その結果、ウラン濃縮計画の存在が具体的に初めて明らかにされ、イランによる保障協定違反の事実の解明も進展した。2003年10月、英・独・仏とイランの間でウラン濃縮の停止及びIAEAとの追加議定書（立ち入りの認められていない場所への予告なしの立ち入り）をIAEAに認めるなどの署名の合意が行われた。そして同12月、イランは追加議定書に署名した。以下、最近の状況をまとめる。

前進した査察

2004年9月18日、IAEA理事会（イランを含む35カ国から構成）は決議（GOV/2004/79）を採択し、「ウラン濃縮関連及び再処理に関わる活動を停止（suspend）する」としたイラン側の自主的な決定が、...その取り組みの範囲に関してIAEAの理解を大きく下回り、さらにイランがいくつかの決定事項を覆した「ことに対し」深く遺憾の意を表明すると述べ、イランに停止措置のさらなる強化を求めた。しかし、2004年11月15日にエルバラダイIAEA事務局長が理事会に提出した報告書「イラン・イスラム共和国における保障措置協定の実施」（GOV/2004/83、以下『報告書』）は、その後の経過も踏まえて次のような評価を下した。

すなわち、「イランの核燃料サイクルの活動、とりわけウラン濃縮、転換及びプルトニウム分離の分野での活動の多くの局面に関して、保障措置協定に従って義務づけられたイランのIAEAへの申告は、実施されなかった。このようなイランの秘匿政策は、2003年10月まで継続され、協定と合致する義務に対する多くの違反を結果した。しかしそれ以降は、これらの違反の訂正がイランによって行われ、かなりの進展が見られた」と、『報告書』はさらに、「イランにおいて申告された核物質はすべて説明がつき、したがってこうした核物質は禁じられた活動に転用されていない」と断定する一方、続けて「しかし、IAEAとしてイランにおいて未申告の核物質または活動がないと結論づける立場には未だないと述べた。なぜなら、『報告書』にも明記されているように、疑惑が伝えられる軍事施設への査察は未だ行われていないからである。

IAEAがこのようにイランに対する査察を継続する意向を明確にした過程には、英・独・仏とイラン間の協議があった。（『報告書』と同じ日付の2004年11月15日に結ば

れた3国とイラン間の「合意」には、次のように述べられている。「自発的な意思に基づき、イランはすべてのウラン濃縮関連及び再処理の活動を継続・拡大することを決定した。...この停止状態は、相互に受容可能な長期的な合意に向けた交渉が続いている間、維持される。この停止は自発的な信頼醸成措置であり、法的な義務ではない」と英独仏は認める。この合意事項は11月26日にIAEA事務局長に送付され（INF/CIRC/637）、この結果、11月29日付のIAEA理事会決議（GOV/2004/90）は、「イランがすべてのウラン濃縮関連および再処理の活動を継続・拡大する決定を行ったことを歓迎する」と述べた。

クローズアップされる軍施設

民生用施設に対するIAEAの査察の「成功」によって、軍事施設におけるイランの核兵器開発疑惑がかえって焦点化される結果となった。

『報告書』は三つの軍事施設の名前を挙げているが、ニューヨーク・タイムズによると、IAEAはとりわけ二つの

[編集者への手紙]

英国による核軍縮義務の不履行

ジョセフ・ロートブラット（パグウォッシュ会議名誉会長）

2004年11月26日、英『タイムズ』紙

拝啓

タイムズ紙は、イランが核に関する合意内容の履行を引き延ばしていること非難する。（11月24日付の記事「核に関する合意に関してイランは時間稼ぎしている」）そして次のように結論づける。「イランは国際社会から真剣に扱われることを欲しているというが、それに必要な義務を真剣に果たそうとはしていない。義務を果たさず国際社会から認められたいとしてもそれは不可能だ」と。

全くその通りだ。

公認の核兵器保有5カ国、すなわち米・ロ・英・仏・中は、核不拡散条約（NPT）に調印しており（第6条のもとに）核兵器廃絶の義務を負っている。しかし、核保有国は国際間で約束した義務を真面目に実行した証拠を何一つ示せない。

英国は正式に核軍縮を約束している。しかし、他の国々が核兵器を保有する限り、自らそれを実行しないつもりである。この問題を扱うジュネーブ軍縮会議においても、誰も主導権をとろうとはしない。問題は何年も引き延ばされ、議題にさえ取り上げられていない。

ジョージ・W・ブッシュの再選によって、新型核弾頭の開発とその第一使用、必要とあれば先制攻撃などを含む彼の核政策が追求されてゆることがかなり確実となり、それは新たな核軍拡競争につながりかねない。

NPTを実行するイニシャチブが緊急に求められている。そして、上に述べた理由により、英国はそのイニシャチブをとるべき義務があることを認識すべきである。

敬具

（訳：藤田明史、ピースデポ）

軍事基地の査察をしたいと考えている。パーチンとラビサンである¹⁾。

パーチンはテヘラン南東にある古い軍事施設でありIAEA加盟国(複数)を含むいくつかの情報源から、核兵器の爆縮実験のような高性能火薬の実験が行われているという情報がもたらされている。ラビサンは東北テヘランにある比較的新しい軍事施設である。この施設への疑惑は、反体制組織「イラン国民抵抗評議会」からもたらされた。専門家たちは、彼らがすでに入手している軍の詳細な調達リストのなかに、遠心分離装置に必要な装置が含まれておりそれとラビサンの活動との関連に疑念を抱いているという²⁾。

しかし、これらの「非核」活動の情報だけで、追加議定書があったとしても、IAEAが査察を要求するのは簡単ではないであろう。

ポール・レーベンサール氏(米国のNGO「核管理研究

所」の創設者)は、「問題は、IAEA理事会が、イランの濃縮計画を停止させると称する欧州とイランとの間の核合意を、先週、確定してしまおうと急ぐあまり、遠心分離機や他の核兵器関連施設がかつて秘密であった一つの場所から他へ移されたという、イラン反体制派からの情報を無視したことにあり、査察のあり方の臆病さに懸念を表明した³⁾。

しかし、イランの核兵器疑惑の現状に対する、より根本的な批評は、次のようなジョセフ・ロートブラット氏のものであろう。5ページに全訳を掲載する。(藤田明史)

注:

1 W・J・ブロード、D・E・サンガー、E・シオリノ「査察官はイランのサイトに入ることを求めている」2004年12月2日、ニューヨーク・タイムズ

2 同上。

3 P・レーベンサール「イランのだましゲーム」2004年12月3日、ニューヨーク・タイムズ。

.....

国連総会での核軍縮決議

再検討会議を睨んで団結を探る

— NATO 8か国が新アジェンダ支持 —

NGOに求められる多次元的戦略

12月3日、現在開かれている国連総会(第59回)に提出されている核軍縮関連の決議案の全体会議における投票が行われた。決議案は多数あるが、本誌で注目してきた新アジェンダ決議と日本決議について報告し、解説する。

新アジェンダ決議

本誌221号(11月1日)に全訳を掲載したように、新アジェンダ連合(NAC、アイルランド、スウェーデン、メキシコ、ブラジル、ニュージーランド、エジプト、南アフリカの7か国)の決議案は、装いを新たにした短いものとなった。タイトル「核兵器のない世界へ:核軍縮に関する誓約の履行を加速する(59/75)となり、旧来の「核兵器のない世界へ:新しいアジェンダ」から変化した。次の段階への過渡的な性格を持つ決議文であると、筆者は考えている。

この変化の背景には、明らかに二つの要素があるであろう。一つは、もちろん来年のNPT再検討会議に向けた戦略に関わる問題、もう一つは、それとも関係するが米国大統領選挙による政策変化があったときに、よりよい効果を発揮できるような配慮、である。

カナダの元軍縮大使であり、軍縮外交に経験豊富なダグラス・ロウチMPI(中堅国家構想)議長は、NACの今回の動きを、中道の国家群の団結のレベルを示し、来るべきNPT再検討会議において核兵器国に妥協を迫るのに有効な陣形を作る努力の現れであると理解し、高く評価している¹⁾。

投票結果は、表(7ページ)に示した通り、賛成151、反対

6、棄権24であった。昨年の新アジェンダ決議においては、賛成133、反対6、棄権38であったことと比較すると、棄権を減らし賛成票に回らせたこと、さらに多くの国の投票を誘ったことになり、その意味ではロウチの言う新アジェンダの目的は功を奏したと言えるであろう。反対したのは、米国、フランス、イギリスを含む6か国である。核兵器国のうち中国は賛成し、ロシアは棄権した。

外交戦略上、特に重要な意味を持つのは、米国と軍事同盟下にあるNATO(北大西洋条約機構)加盟の8か国が、賛成に回ったことである。8か国とはベルギー、カナダ、ドイツ、リトアニア、ルクセンブルグ、オランダ、ノルウェー、トルコである。日本、韓国もまた賛成に回った。カナダ以外のこれらの国々は、過去2年間、カナダを置き去りにして、米国との関係を考えて棄権投票をしてきた。

NATO諸国の支持を得ることによって、NACがどのようなテコを手に入れたのか。それについては、後に論じることとする。

日本が今回賛成投票を行った理由を、第一委員会(軍縮・安全保障を扱う国連総会委員会)で賛成票を投じた後に、美根慶樹軍縮大使は次のように説明している。

「この決議草案は昨年との決議と比較して改善されており、核軍縮に向けて効果的なアプローチとな

国連総会本会議での投票結果

編集部注: 全体投票のみの結果。新アジェンダ決議案では部分投票も行われた。

国名	(新アジェンダ決議案)		(日本決議案)		2004年12月3日 新アジェンダ決議案		2004年12月3日 日本決議案		y = 賛成 n = 反対 a = 棄権 - = 欠席		
	y	n	y	n	y	n	a	n	y	n	
アフガニスタン	y	y	インド	a	n	モザンビーク	y	y	シンガポール	y	y
アルバニア	a	y	インドネシア	y	y	ミャンマー	y	a	スロバキア	a	y
アルジェリア	y	y	イラン	y	a	ナミビア	y	y	スロベニア	a	y
アンドラ	y	y	イラク	y	y	ナウル	y	y	ソロモン諸島	y	y
アンゴラ	y	y	アイルランド	y	a	ネパール	y	y	ソマリア	y	y
アンティガ・バーブダ	y	y	イスラエル	n	a	オランダ	y	y	南アフリカ	y	a
アルゼンチン	y	y	イタリア	a	y	ニュージーランド	y	a	スペイン	a	y
アルメニア	y	y	ジャマイカ	y	y	ニカラグア	y	y	スリランカ	y	y
オーストラリア	a	y	日本	y	y	ニジェール	y	y	スーダン	y	y
オーストリア	y	y	ヨルダン	y	y	ナイジェリア	y	y	スリナム	y	y
アゼルバイジャン	y	y	カザフスタン	y	y	ノルウェー	y	y	スワジランド	y	y
バハマ	y	y	ケニア	y	y	オマーン	y	y	スウェーデン	y	a
バーレーン	y	y	キリバス	-	-	パキスタン	y	a	スイス	y	y
バングラデシュ	y	y	クウェート	y	y	パラオ	n	n	シリア	y	y
バルバドス	y	y	キルギス	y	y	パナマ	y	y	タジキスタン	y	y
ベラルーシ	a	y	ラオス	y	y	パプアニューギニア	y	y	タイ	y	y
ベルギー	y	y	ラトビア	n	y	パラグアイ	y	y	旧ユーゴ・マケドニア	a	y
ベリーズ	y	y	レバノン	y	y	ペルー	y	y	東チモール	y	y
ベニン	y	y	レソト	y	y	フィリピン	y	y	トーゴ	y	y
ブータン	y	a	リベリア	y	y	ポーランド	a	y	トンガ	-	y
ボリビア	y	y	リビア	y	y	ポルトガル	a	y	トリニダードトバゴ	y	y
ボスニア・ヘルツェゴビナ	a	y	リヒテンシュタイン	y	y	カタール	y	y	チュニジア	y	y
ボツワナ	y	y	リトアニア	y	y	韓国	y	y	トルコ	y	y
ブラジル	y	a	ルクセンブルグ	y	y	モルドバ	y	y	トルクメニスタン	-	-
ブルネイ	y	y	マダガスカル	y	y	ルーマニア	a	y	ツバル	y	y
ブルガリア	a	y	マラウイ	y	y	ロシア	a	y	ウガンダ	y	y
ブルキナファソ	y	y	マレーシア	y	y	ルワンダ	y	y	ウクライナ	y	y
ブルンジ	y	y	モルディブ	y	y	セントクリストファー・ネビス	-	-	アラブ首長国連邦	y	y
カンボジア	y	y	マリ	y	y	セントルシア	y	y	英国	n	y
カメルーン	y	y	マルタ	y	a	セントビンセント・グレナディーン	y	y	タンザニア	y	y
カナダ	y	y	マーシャル諸島	y	y	サモア	y	y	アメリカ合衆国	n	n
カーボベルデ	y	y	モーリタニア	-	-	サンマリノ	y	y	ウルグアイ	y	y
中央アフリカ共和国	y	y	モーリシャス	y	y	サントメ・プリンシペ	y	y	ウズベキスタン	a	y
チャド	-	-	メキシコ	y	a	サウジアラビア	y	y	バヌアツ	y	y
チリ	y	y	ミクロナシア連邦	y	y	セネガル	y	y	ベネズエラ	y	y
中華人民共和国	y	a	モナコ	-	-	セルビア・モンテネグロ	a	y	ベトナム	y	y
コロンビア	y	y	モンゴル	y	y	セーシェル	y	y	イエメン	y	y
コモロ	y	y	モロッコ	y	y	シエラレオネ	y	y	ザンビア	y	y
									ジンバブエ	y	y

るものである。

日本は、必ずしも、この決議に含まれているすべての点に同意する訳ではない。しかし、日本は、2005年NPT再検討会議に至る前段階において核軍縮に有利な環境をかもし出そうとする考えをもった決議の全体的な目的を支持し、その理由で決議を支持することを決定した。(2004年10月28日)

日本は、新アジェンダのNPT再検討会議を射程に入れた戦略を意識して、来年に向かってのNACとの協力関係を重視したことになる。そのこと自身は、核軍縮の前進を目指す私たちにとって好いサインであると言える。しかし、日本が、新アジェンダ決議を支持するに当たって、その中味をどれくらい好く吟味し、内容まで踏み込んだ判断を下し、来年を睨んだ戦略として決議支持を決定したかを考えると、多くを期待できないと私は考える。そ

れは以下のような、日本決議をめぐる状況に現れている。

日本決議

今年の日本決議は、昨年とほとんど変わらない。全訳を本誌221号(11月1日)に掲載した。採択された決議のタイトルと番号は「核兵器完全廃棄への道程(59/76)」である。

決議案が正式に国連総会第一委員会に提案される少し前に、「核軍縮:日本の成績表」評価委員会として、私たちは外務省と会談した。

そのとき、私たちは「今年の決議草案は、昨年と基本的に変わらない。なぜならば、来春にはNPT再検討会議が開かれる。来年秋の決議案はそれを受けて新しい決議案を作ることになるであろうが、今年はその必要はない」

という説明を受けた。それは、NACの戦略的発想と対照をなす「待ちの姿勢」であった。前述のようにNACは、来春を睨んだ陣形作りのために今年の決議案を用意したのである。

日本決議は、賛成165、反対3、棄権16の圧倒的多数で支持された。反対したのは、米国、インド、パラオである。米国の反対理由は、従来通りCTBT早期発効を要求する日本決議が、米国のプッシュ政権の政策と相容れないからである。日本が、CTBTに関する積極的な立場を堅持していることを評価したい。しかし、この問題を日米の外交問題にしようとしたくない日本の消極性もまた、私たちは問題にする必要があるだろう。

ここで二つの疑問に答えたい。

疑問1 NAC決議の支持が増えたことを評価するのであれば、それ以上に多くの支持を得た日本決議の方が優れているのではないか。

実際、今年のNAC決議は、細部に踏み込んで相違点を顕在化させることを避け、合意点を増やす努力をすることによって支持の拡大を目指した。その結果、具体的内容において、日本決議との大きな対立点はないと言えるであろう。

しかし、「優れている」とこの評価は、決議が核軍縮に向かって「いかに有効に働か」という基準で考えるべきであろう。日本決議の場合、無難な内容が無難な形で提案され続けているために、多くの支持を集めてもそれがジャンプする踏み台として働きにくい。この支持を維持することを自己目的としてしまう懸念すら心配しなければならない。それに対して、NAC決議における今回の支持拡大は、臨機的外交戦略としての価値があると考えべきであろう。

疑問2 日本がNAC決議を支持したのに、NACが似通った日本決議を支持しないのは、柔軟性に欠けるのではないか。

想像であるが、この点に関してはNAC7か国の中でも意見があったであろう。しかし、NACにとって論理的に超えられない結論であったと、筆者は考える。なぜならば、日本決議は昨年とまったくと言ってよいほど変わっていない。昨年、NACは内容を批判して棄権をした。今年、修正されたのであればまだしも、同じ決議に今年は賛成するという理屈は見出せないであろう。

それに対して、NAC決議は全く様変わりをしたので、日本は賛成に転じることができたのである。

スウェーデンは、NAC幹事国として棄権投票の理由を説明した。

「(2000年合意は)全体として、また本来合意された通りに維持されるべきものである。我々が日本決議案に棄権する背景には、この点に関して若干の解釈の違いがある。」³

このように、抽象的にはあるが、これまで述べていた本質的な部分での異論を表明した。しかし、同時に、「日本や共同提案国と、(再検討会議において)協力する用意があるし、それを楽しみにしている」と、エールを送っていることを、付記しておきたい。

NACの狙いは?

NACの軍縮専門家たちが、NPT再検討会議に向けて十分に戦略を詰めることができているとは思わない。とりわけ、米大統領選挙の前に作成された決議文であることを考えるとそうであろう。

そんな中でも、決議文からNACが進もうとしている方向について、いくつかの重要な点を指摘することができる。

第一は「加速」をキーワードにしている点である。この言葉は決議のタイトルにも使われた。内容をより明確に示すのは主文第3項の次の部分である。

「2000年の再検討会議で合意した、核軍縮を成し遂げるための体系的かつ前進的な努力を行う実際の措置の履行を加速するよう要求する。」

第二は、履行を「加速」すべき内容の基本として、あくまでも2000年合意の実際の措置を置いていることである。ただし13項目措置という言葉を使わないことによって柔軟性を示した。

第三は、勝ち取りたい具体的な目標として、CTBT(包括的核実験禁止条約)の発効、FMCT(カットオフ条約)の交渉開始、CD(ジュネーブ軍縮会議)における核軍縮を扱う特別委員会の設置を掲げた。米国で政権交代がなかったことで、これらの項目に対するプライオリティは変化せざるをえないと思われる。しかし、何らかの具体的なステップについての合意を、NACが模索していることを窺うことができる。

これらの事項について、良心的NATO諸国や日本と共同歩調をとりうる基盤を作ったと言う点で、今年のNAC決議には重要な意味があったと考えられる。

NGOとしては、平和市長会議の提唱する2020ビジョンとNACの外交的苦闘の間には、まだ大きな開きがあることを認識しなければならないであろう。非同盟運動は、2020ビジョンともっと近い立場に立つであろう。また、一方では、本号のトップ記事に紹介したエルバラダイ構想のような、NPTを超える大きな枠組みが視野に入らざるを得ないのも、来年のNPT再検討会議を取り巻く環境である。

NGOの多次元的志向と機敏な行動が問われる局面である。(梅林宏道)

注

1 <http://www.wagingpeace.org/articles/>

2 <http://www.reachingcriticalwill.org/>

3 同上。

フランスの核戦力、近代化つづく

—— 新世代の戦略原潜3番艦が就役 ——

潜水艦発射ミサイル

11月26日、フランスのトリオファン級新世代ミサイル発射原潜(略称SNLE-NG)3番艦ル・ビジランが就役した。ル・ビジランは05年に退役するラトダブルに代わり、戦略海洋軍(戦略原潜部隊、略称FOST)の保有する核抑止力の一翼を担う。同艦は16基の潜水艦発射弾道ミサイル(SLBM。フランス語では艦対地戦略弾道ミサイルMSBS)M45を搭載する。ル・ビジランは、従来艦に比べて、耐久性、静穏性、速度が改善され、対潜部隊に捕捉され難くなった。2010年には、4番艦ル・テリブルが就役する¹。

4番艦ル・テリブルには新型ミサイルM51が搭載される予定である。04年4月8日には、現在開発中のM51の雛型が水中から試射され(2回目)、実験に成功した²。今年末には、原潜ル・テリブルに搭載される予定の最初のM51ミサイル16基の生産が開始される³。ル・ビジランに搭載されたM45も、2010年以降にM51に換装される予定である。

M45ミサイルは射程4000キロ以上、100キロトンの多弾頭ミサイル(MIRV)で、TN75核弾頭6発を搭載する。1985年から配備され始めたもので、電子部品等が旧式化している。M51は射程6000キロ、命中精度と運動性能が向上し、迎撃ミサイルに対する対抗手段を搭載するとされる⁴。配備当初はM45のTN75弾頭を搭載するが(バージョン1)、2015年から現在開発が行われているTNO(仏語Tete Nucleaire Oceaniqueの略称、「海洋核弾頭」)を搭載する(バージョン2)。⁵。ちなみに、仏反核運動「核軍縮のための市民行動(ACDN)のジャン・マリ・マターニュは、このTNOあるいは後述のTNAが通称「ミニニューク」のフランス版になるのではないかと警鐘を鳴らす⁶。

航空機搭載ミサイルの近代化

空軍の核戦力部隊である戦略空軍(略称FAS)および海軍の海軍航空核戦力(略称FANU)には、戦闘爆撃機から発射可能な空対地中距離ミサイル(仏語で略称ASMP、射程距離300キロ)が配備されているが、その改良型ASMP-Aの開発が進められている。

ASMP-Aの設計はASMPと同じであるが、性能が向上し、運動性が増大する。今年末までには、ASMP-Aの地上発射機からの最初の試射が行われ、05年には空中からの試射が行われる予定である。ASMPには300キロトンの弾頭TN81が1発搭載されているが、ASMP-Aには現在開発中のTNA(仏語Tete Nucleaire Aeroporteeの略称、「航空機搭載核弾頭」)が搭載される。TNOおよびTNAの詳細な仕様は公表されていない。ASMP-Aは空軍

のミラージュ2000N向けに08年末に最初に配備される予定である。ASMP-Aの生産は08年から12年まで行われるとされる。

ミサイル搭載機の機種は、現在、空軍はミラージュ2000N、海軍はシュベル・エタンダールであるが、順次、新鋭機ラファールに統一される予定である⁷。海軍のシュベル・エタンダールは、唯一の原子力空母シャルル・ド・ゴールに搭載されている。しかし、空母の原子炉に故障が頻発したために稼働状況が思わしくなく、04年2月の発表によれば、2番艦の空母は通常型推進として建造される。2番艦は2010年代の就役が予定されている⁸。

シミュレーション・プログラム

核実験を行わずに、既存の核兵器に装填された核物質の経年劣化に対処し、また新型の核兵器を研究・開発するために、シミュレーション・プログラムが仏国防省と仏原子力庁軍事応用部(CEA/DAM)の協力のもとで展開されている。このプログラムの3本の柱となるのは、核分裂反応時の物質の挙動を研究するAIRIX、熱核融合反応の過程を研究するレーザー・メガジュール(LMJ)、および核分裂および核融合反応の数学的モデルを構築し、数値シミュレーションを行う並列型スーパーコンピュータ(テラ)である。

このうち、スーパーコンピュータでは、1秒間に1兆回の演算能力(1テラフリップ)を持つテラ1が2002年から稼働している。テラ1は、今年、LMJの高出力レーザーによって引き起こされる熱核反応の数学モデル作成に寄与した。その演算結果は、LMJに導入される技術選択に反映される⁹。それぞれ10テラフリップ、100テラフリップの演算能力を有するテラ10、テラ100が、06年、09年から稼働を始める¹⁰。

LMJはCEA/DAMの科学技術研究センター(略称CESTA)で03年から建設が進められている。LMJでは、束ねられたレーザー光線の持つエネルギーによって1ミリグラム以下の試料(水素同位体)に熱核融合反応を起こさせる。これは水爆のかわめて小規模な爆発に相当し、LMJではその反応の過程を研究する。240本のレーザー光を収束させるLMJの建設は07年に終了し、10年に熱核反応の「点火」が行われることになっていたが、技術的・予算的な理由から最低でも1年ほど遅れるとされる¹¹。8本のレーザー光を集束させる統合レーザー・ライン(略称LL)はLMJのプロトタイプであるが、すでに2002年から稼働を開始している。

AIRIXの初期型は、2000年末から稼働している。この施設では、核物質を不活性物質に置き換えて爆縮実験

を行い、その挙動をX線で高速撮影することにより、物質の流体力学的研究が行われている。施設全体が完成するのは2011年の予定とされている¹²。

むすび

本誌206号の拙稿と合わせて考えると、フランスの核戦力は計画・立案の点でも、運用の点でも、米国からほとんど独立していることが明らかになる。

シラク大統領は「今日のわれわれの抑止はわれわれの安全保障にとって本質的な基盤であり、今後も長い間にわたってそうあり続ける」と国防高等研究所で演説した¹³。まさにこのために、独自の営みがなされているのである。それは、英国がNATOの枠組みの中に核戦力を位置づけ、米国のトライデント ミサイル・システムを導入し、核兵器に関するあらゆる問題で米国に強く依存しているのとは著しく対照的である。(大滝正明)

注

1 仏国防省(海軍)ウェブサイト。http://defensegouv.fr/sites/

marine/からアクセス。

2 仏国防省(兵器総局)ウェブサイト。http://defensegouv.fr/sites/dga/からアクセス。

3 05年度抑止関連予算に関して04年10月13日に仏下院国防軍事委員会で提示されたアントワヌ・カレ議員の意見書。http://www.assemblee-nationale.fr/12/budget/plf2005/a1867-02.asp

4 ブルーノ・テルトゥレ「核政策：仏、単独で立つ」『プレティン・オブ・アトミック・サイエンティスト』04年7/8月号。

5 04年度抑止関連予算に関して03年10月9日に仏下院軍事国防委員会で提示されたアントワヌ・カレ議員の意見書。

6 本誌205号(04年3月1日)。

7 注3と同じ。

8 仏国防省(海軍)発表の報道資料「2隻目の空母」(04年2月13日)。

9 CEA / DAMのウェブサイト掲載のニュース。

http://www-dam.cea.fr/asp/actu_detail.asp?id=40

10 注7と同じ。

11 注7と同じ。11月3日の審議ではカレ議員はLMJの初点火を2012年とした。

12 仏上院外交・防衛・軍事委員会でクサヴィエ・ピンタ議員によって04年11月24日に提示された05年抑止関連予算に関する意見書。http://www.senat.fr/rap/a04-077-4/a04-077-4.html

13 2001年6月8日。

防衛計画大綱

核兵器の役割拡大に踏み込まず

12月10日、新防衛計画大綱(平成17年度以降に係わる防衛計画の大綱(以下、新大綱と呼ぶ))が安全保障会議と閣議において決定された。日本の防衛政策の変質をもたらす新大綱の危険性に関する全体的な分析については、次号に掲載する。ここでは、本誌222号と223号において論じた「核兵器の役割の拡大への懸念」の点に限って、結果を報告し分析する。

新大綱において、日本の防衛政策における核兵器依存部分は、次のように表現された。

「核兵器の脅威に対しては、米国の核抑止力に依存する。同時に、核兵器のない世界を目指した現実的・漸進的な核軍縮・不拡散の取組において積極的な役割を果たすものとする。また、その他の大量破壊兵器やミサイル等の運搬手段に関する軍縮及び拡散防止のための国際的な取組にも積極的な役割を果たしていく。(「新大綱」3ページ)

結論的に言うと、「防衛懇」の核抑止力拡大の勧告は、少なくとも文言においては採択されなかった。ひとまず、歯止めがかかったと言うべきであろう。

つまり、防衛懇は、その10月4日の報告書において「核兵器などの大量破壊兵器については、引き続き、米国による拡大抑止が必要不可欠である」と述べ、米国の「核の傘」を核兵器の脅威のみならず、すべての大量破壊兵器の脅威に対抗す

る抑止力と位置づけていた。それに対して、新大綱は、現大綱の内容を踏襲して、現状を維持したのである。現大綱の内容とは、次のようなものである。

「核兵器の脅威に対しては、核兵器のない世界を目指した現実的かつ着実な核軍縮の国際的努力の中で積極的な役割を果たしつつ、米国の核抑止力に依存するものとする。」

新大綱の核兵器に対する位置づけは、不拡散重視の国際的風潮を反映したものになっている。しかし、文章が「その他の大量破壊兵器やミサイル等...」と対比されて続いたため、全体としては、「核抑止は核兵器の脅威に対して」のみに限定する意味合いが強くなっている。この意味では、新大綱は現大綱より先あいまいさを払拭したと言えるであろう。もし、外務省「軍縮派」の努力がこのような工夫を生んだとすれば、それを評価したい。

「核軍縮：日本の成績表」評価委員会は、「核兵器の役割拡大」に反対するだけではなく、「核の傘」政策から「非核地帯政策」への転換を訴えたが²、この点に関しては何の前進もなかった。むしろ、新大綱全体がそれと逆行する方向を示している。この転換が今ほどタイムリーな効果を発揮する情勢はないと考えられるだけに、この失敗は厳しく批判されなければならない。(梅林宏道)

注

1 「安全保障と防衛力に関する懇談会(座長：荒木浩・東京電力顧問)

2 「緊急要請」本誌223号(2004年12月1日)に全文。

韓国だよ(4)

米国の「北朝鮮人権法」に韓国市民社会から懸念の声

イ・ジュンギユ(李俊揆、韓半島
平和市民ネットワーク運営委員)

韓国の市民社会の中で、北朝鮮の人権問題が議論の争点となっている。すでに中国と東南アジアにいる「脱北者」注の問題が世界的に注目されている。さらに、2003年4月に国連人権委員会が「対北朝鮮人権決議」を成立させたことにより、北朝鮮の人権問題は国際問題となった。今年の10月には米議会で「北朝鮮人権法」(2004年10月18日、大統領の署名により成立。H. R. 4011)が可決され、国際的な関心を呼んだ。

北朝鮮の人権問題について最も強い姿勢で臨んでいるのは反北・保守団体である。彼らは韓国国内だけではなく国際的なネットワークを形成しており、中国や東南アジアにいる脱北者たちが在外公館に駆け込み事件に係わっているとして知られている。それが最近の脱北者による在外公館駆け込み事件急増の一つの理由である。

平和・人権団体の場合、まだ確固たるコンセンサスはないが、北朝鮮の人権問題に関してはおおむね慎重な立場をとっている。米国および他の西側諸国が「事実を確認していないまま」政治的な目的を持って「北朝鮮の人権問題について申し立てることに反対している。特に、米国の「北朝鮮人権法」における「北朝鮮に対する圧力と孤立を通じて人権改善ができる」という考え方、そして「北朝鮮の政権交代」という政治的な目的が見えることがその理由である。2004年7月22日、韓国の平和・人権団体は次のような声明を出した。

「私たちが北の人権状況に懸念を持っており、人権改善の必要性についても同意する。

しかし、北に対する孤立と圧力を通じて北の人権を改善するというこの法律の認識およびアプローチには同意できない。(中略) 北の人権改善と民主主義の向上、そして朝鮮半島の平和は、北と近隣国家がお互いの体制を認め、尊重しあう中にできるものである。」

「北朝鮮人権法」、その問題とは?

「北朝鮮人権法」(以下、人権法)に対する韓国の平和・人権団体の批判の焦点となっているのは、「人権法には北朝鮮住民の実質的な人権改善の効果はないが、その反面、朝米間の緊張を高めて朝鮮半島の情勢をさらに不安にさせる可能性が大きい」ということである。平和・人権団体の声明と論評を整理して、もう少し具体的に説明しておきたい。

(1)人権法第一章は、「北朝鮮住民の人権が、米国と北朝鮮、そして他の北東アジア関連国との間の交渉における重要な要素にならなければならない」と記している。しかし、そのような考え方に対し、韓国の平和・人権団体は、「現在進行している多くの交渉を難航させる可能性がある」結果的には北朝鮮の人権を改善する機会を失うようになる」という見方をしている。これは、「北朝鮮が国際社会の一員になり、自ら問題を改善しようとする環境を作りだしたとき、人権問題の実質的かつ根本的な解決が可能となる」という考え方に基づいている。

さらに、人権法は(米)大統領は、北朝鮮の市場経済、法治、民主主義、および人権の発展を進めるために民間非営利機関に補助金を支給することができる」と規定している。予算は4年間で、毎年2400万ドルずつという。この方針を、韓半島平和市民ネットワークと参与連帯などは、「北朝鮮から住民の大量脱出を誘発しようとする意図」と見ている。米国のプッシュ政権による民間団体の支援とは、反北団体や北朝鮮脱出支援団体の支援を目的としていることは自明であるからである。同法の中にはすでに、「対北朝鮮ラジオ放送の延長放送」および「対北朝鮮ラジオ放送の支援」が含まれている。「情報提供」と表現しているが、これは対北朝鮮心理戦に過ぎない。そして、その措置は、「韓国と北朝鮮が合意した相互非難禁止と南北の民間レベルの情報交流協力に向けた努力に反するもの」という指摘もある。

(2)人権法は、その第二章で、北朝鮮への人道的支援において「透明性」、「監視」、「脆弱な階層に対するアクセス」などの向上を条件にしなければならないと明記している。加えて、「他の国にも勧告すべき」と述べている。

韓国のNGOは、人道的支援の配分における透明性の向上に同意している。だが、それが「条件になるべきではない」という意見である。「持続的な人道的支援」と透明性の向上とは、並行して進められていかなければならない。すなわち、人道的支援に条件が付いてはならない」という考えである。北朝鮮住民の食糧難などを緩和することができれば、脱北者も減少していくと考えている。

(3)人権法は、その第三章で、米国が脱北者たちを收容するための法律の根拠を設けた。これは北朝鮮だけではなく、中国や東南アジアの諸国家との間で問題となる可能性がある。そして、この条項は脱北者の数を増加させる危険性もある。現実的には、韓国の憲法とも衝突する。現行の韓国憲法は、北朝鮮の住民を韓国国民として規定しているからである。

注:「脱北者」という言葉には異論がある。脱北者は北朝鮮を脱出したという意味であることから、北朝鮮は悪い国という前提が含まれている。したがって、中流民や離脱住民など、より客観的な表現が必要であるとの見解がある。実際のところ、現金や食料を得てからまた北朝鮮に帰る場合も多いからだ。それゆえに、韓国の平和・人権団体は、反北団体や北朝鮮脱出支援団体が介入して計画的に韓国に入国させる行為に対して反対を唱えているのである。

(原文:日本語)



被爆60周年 2005年を核廃絶への転換の年に

MAY 1, 2005
ニューヨーク大デモ

テーマは「核兵器のない未来と平和」です。

〔6万人規模でのニューヨーク市内行進と大規模集会〕

場所: セントラル・パーク グレートローン(大きな芝生)・予定

日にち: 2005年5月1日(日)

世界109カ国652都市で組織する「平和市長会議」(アポリジョン2000の構成団体、会長: 秋葉広島市長)は、再検討会議に向け2020年までに核兵器のない世界を実現するための「緊急行動計画」を進めている。5月1日は、各国自治体の首長を先頭に世界各地からの多数の市民とともにニューヨーク市内を行進し、セントラル・パークでの多彩なイベントに合流する。日本からは広島・長崎両市長が参加予定。詳細は以下のHP。

アポリジョン2000 <http://www.peacedepot.org/frame.html>
 平和市長会議 <http://www.pcf.city.hiroshima.jp/mayors/>

ニューヨーク国連本部で開催される核不拡散条約(NPT)再検討会議を核廃絶のための確実なステップとするため、市民の力で会議参加各国政府代表に圧力をかけよう。

主催: 正義と平和のための連合(UFPJ、650以上が加盟する米国の主要な反戦団体の連合)
 核兵器廃絶地球ネットワーク アポリジョン2000

日誌

2004. 11. 21 ~ 12. 5

作成: 中村桂子、林公則

CIA = 米中央情報局 / IAEA = 国際原子力機関 / KEDO = 朝鮮半島エネルギー開発機構 / WMD = 大量破壊兵器 / WT = ホシントン・タイムズ

11月22日 青森県と六ヶ所村、日本原燃は、同村の使用済み核燃料再処理工場で劣化ウランを使う稼働試験に向けた安全協定を締結。

11月22日 エルバラダイIAEA事務局長、イランがウラン濃縮関連活動の停止作業に入ったことを確認。

11月23日 CIA、「WMDと先端兵器技術の獲得に関する報告書」で、北朝鮮、イランが引き続きWMD獲得に積極的であると警告。

11月24日 ブラジルのカンボス科学技術相、レセンデにある核施設でのウラン濃縮の開始について、IAEAから承認を得たと発表。

11月25日 韓国の崔英鎮・外交通商次官、韓国の未申告核関連実験に関連し、IAEA理事会に対して国連安保理に報告しないよう要請。

11月25日 エルバラダイ事務局長、IAEA理事会に先立ち、イランが一部のウラン濃縮装置の稼働を認めるよう要請していることを明らかに。

11月26日 KEDO、昨年12月から続く北朝鮮

での軽水炉建設事業凍結について、さらなる1年間の延長を正式に発表。

11月26日 IAEA理事会、未申告で核関連実験を実施した韓国への「深刻な懸念」表明を含む7項目の「議長総括」を承認。

11月26日 イラン、国際社会の圧力を受けて、英仏独3カ国と交わした核関連活動の凍結合意の変更要請を取り下げる。ロイター。

11月29日 パキスタン、核弾頭の搭載が可能な短距離弾道ミサイル「ハトフ3」(別名ガズナビ)の発射実験に成功したと発表。

11月29日 IAEA理事会、イランのウラン濃縮関連活動の「完全かつ継続した停止」を求める決議案を採択。安保理への付託は見送る。

11月30日 国連のハイレベル委員会(有識者諮問委員会)がプッシュ政権の単独攻撃に否定的見解を含む国連改革に関する報告書を公表。

12月1日 衆院イラク特別委で、野党提出のイラク特措法廃止法案の採決を求める緊急動議が出されるも否決、採決は行われず。

12月3日 国連総会、日本決議、新アジェンダ決議などを採択。(今号参照)

12月3日付 米紙WT、軍事当局者などの話として、中国が今年7月、新型の「094」型潜水艦の航行実験を行ったと報じる。

沖縄

11月23日 米原潜シャロットがホワイトビーチに寄港。約10分後に出港。

11月24日 米軍関係事故が発生した際の現場レベルの政府対応を話し合ふ 県在日米軍事

故対応に関する合同協議会」が発足。

11月25日 辺野古海域等においてジュゴン等に有効な保全策を講じなかったとして、国際保護連合が日米政府に対する保全勧告案を採択。

11月29日 稲嶺恵一県知事が普天間飛行場代替施設建設に伴う環境影響評価方法書に対する知事意見を那覇防衛施設局に提出。

12月1日 沼田沖繩担当大使が離任会見で、米軍に抗議するのではなく対話するように要求。

12月2日付 2005年5月末に返還が予定されている読谷村の楚辺通信所の返還が、遅れることが判明。

12月5日付 日米両政府は5日までに、航空機進入管制システム「嘉手納ラプコン」を2007年度末をめどに日本側に返還することで合意。

今号の略語

CD = ジュネーブ軍縮会議
 FMCT = 兵器用核分裂物質生産禁止条約、またはカットオフ条約
 IAEA = 国際原子力機関
 ICJ = 国際司法裁判所
 MIRV = 多弾頭個別誘導再突入体
 MOX = ウラン・プルトニウム混合酸化物
 NAC = 新アジェンダ連合
 NATO = 北大西洋条約機構
 NPT = 核不拡散条約
 SLBM = 潜水艦発射弾道ミサイル

ピースデポの会員になって下さい。

会費には、『モニター』の購読料が含まれています。会員には、会の情報を伝える『会報』が郵送されるほか、書籍購入、情報等の利用の際に優遇されます。『モニター』は、紙版(郵送)か電子版(メール配信)のどちらかを選択できます。料金体系は変わりません。詳しくは、ウェブサイトの入会案内のページをご覧ください。(会員種別、会費等については、お気軽にお問い合わせ下さい。)

ピースデポ電子メールアドレス: 事務局 <office@peacedepot.org> 梅林宏道 <CXJ15621@nifty.ne.jp>

田巻一彦 <tamaki@pw.catv.ne.jp> 中村桂子 <nakamura@peacedepot.org> 丸茂明美 <marumo@peacedepot.org>

宛名ラベルメッセージについて

会員番号(6桁): 会員の方に付いています。「(定)」: 会員以外の定期購読者の方。「今号で誌代切れ、継続願います。」「誌代切れ、継続願います。」: 入会または定期購読の更新をお願いします。メッセージなし: 贈呈いたしますが、入会を歓迎します。



書: 秦莞二郎

次の人たちがこの号の発行に参加・協力しました。

秋山祐子(ピースデポ)、田巻一彦(ピースデポ) 中村桂子(ピースデポ)、丸茂明美(ピースデポ)、青柳絢子、石司真由美、大澤一枝、大滝正明、河村浩子、津留佐和子、中村和子、林公則、日比裕子、藤田明史、李俊傑、梅林宏道